

■ 農地中間管理事業が始まりました！

機構を通じて農地の貸し借りを行って安心です。

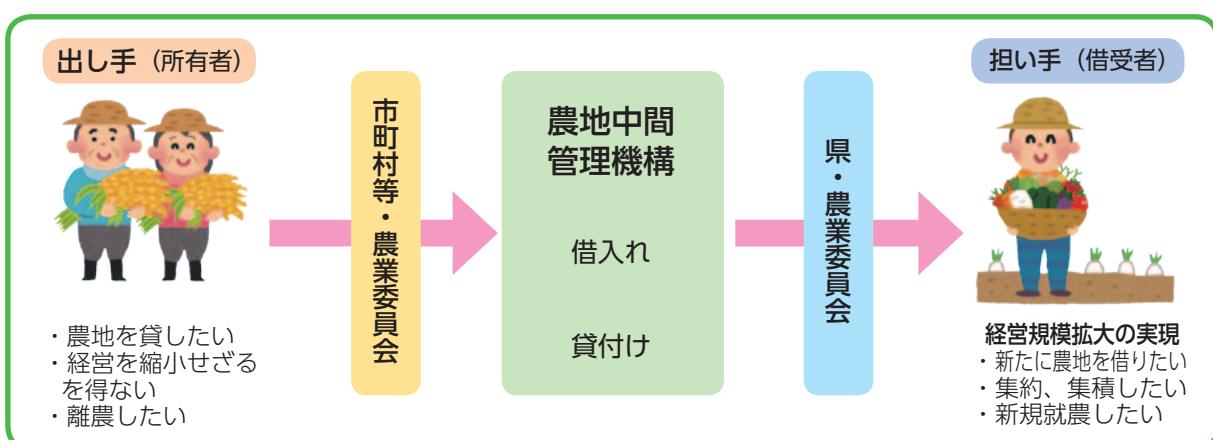
● 農地中間管理事業とは？

「農地中間管理機構」を通じて、農地の貸借をおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入の促進等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る事業です。

鹿児島県では「(公財)鹿児島県地域振興公社」が農地中間管理機構の指定を受け、市町村をはじめ関係機関と連携しながら農地集積を進めています。

農地の出し手と担い手の間に、営利を目的としない公的機関が介在するので、安心して農地の貸し借りが行えます。

● 具体的にはどんなことをするの？



【農地を貸したい方】

- (1) 農地所在地の市町村、農業委員会へご相談ください。
- (2) 窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
- (3) 機構が貸出希望農地の情報（市町村・大字・地目等、必要最低限なもの）をホームページ上に掲載し、借受希望者を募集します。

【農地を借りたい方】

- (1) 機構のホームページに貸出希望地域の情報を掲示します。
- (2) 借りたい農地が見つかりましたら、市町村、農業委員会または機構へお問い合わせのうえ、窓口にて借受希望申込みをしてください。

【機構集積協力金について】

- (1) 地域内の話し合いにより、地域内の農地を機構へ預けると、**地域集積協力金**が当該地域に交付されます。
- (2) 機構に**10年以上**農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられると、**経営転換協力金**か**耕作者集積協力金**の交付対象となります。
- (3) 機構が貸出希望農地の情報（市町村・大字・地目等、必要最低限なもの）をホームページ上に掲載し、借受希望者を募集します。

注：一定の交付要件を満たした場合に交付されます。

【お問い合わせ先】

農地中間管理事業に関する詳細は、下記へお問い合わせください。

■ (公財)鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）

TEL 099-223-0223 (直通) FAX 099-227-9412

■ 本庁産業振興課、田代支所産業建設課または農業委員会

TEL 0994-22-0511 (本庁)・0994-25-2511 (支所)